

日本にお住まいの、すべての方へ。  
お1人につき

# 10万円 特別定額 給付金

はじまります  
ひとりひとりの暮らしのために。

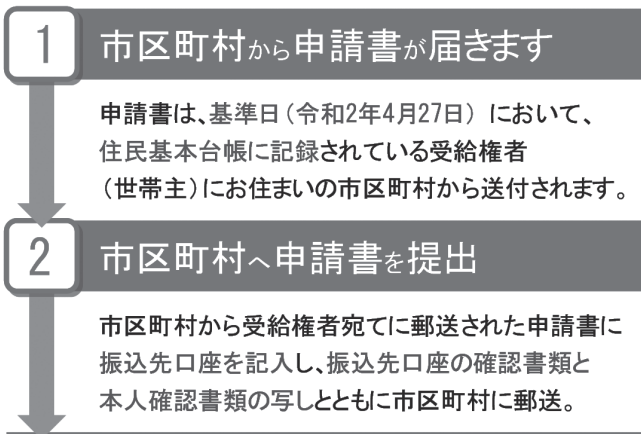
給付金は、辞退はしないでください。  
どうしても給付金が必要ない場合は、受け取った後、  
石垣市まちづくり支援寄付金にご寄付ください。

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)時点で、 住民基本台帳に記録されている者	受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
-------	---------------------------------------	------	-----------------

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、原則次の①及び②のいずれかとなります。
  - 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日が設定される場合があります。
- ※なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認めます。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

## ① 郵送申請方式

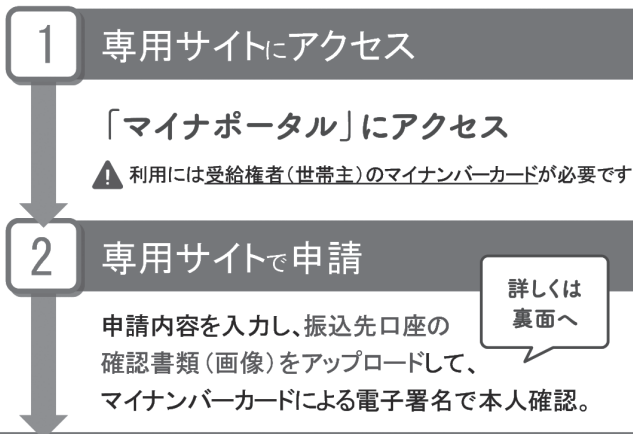
※申請書記入例を同封します。



## ② オンライン申請方式

申請書を待たずに  
出来る!

⚠️ オンライン申請の受付開始時期は市区町村によって異なります。



3 受給権者(世帯主)が受給します

給付額 給付対象者1人につき **10万円**

申請受付期限は、市区町村が定めた郵送申請方式の受付開始日から3か月以内となります。

可能な限り速やかに準備を進めておりますが、受付開始時期および給付開始時期は、市区町村によって異なります。  
わからないことがあれば、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

総務省特別定額給付金ホームページ ▶ <https://kyufukin.soumu.go.jp/>

